

保税工場の許可期間の更新について

関税法第61条の4において準用する関税法第42条第3項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和8年1月20日

大阪税関長　　日置重人

被許可者の名称及び住所	保税地域の名称及び所在地	更新した期間
味覚糖株式会社 大阪府大阪市中央区神崎町4番12号	味覚糖株式会社 奈良工場 奈良県大和郡山市今国府町123番地7、9、10、 椎木町299番地6	自 令和8年2月1日 至 令和14年1月31日